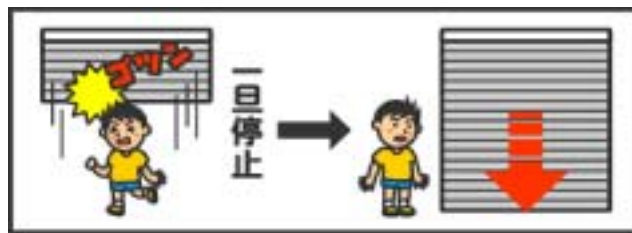


防火シャッター閉鎖作動時の危害防止措置の追加
(建築基準法施行令第112条第14項)

防火シャッターについて、作動時に人が挟まれて死亡する又は重大なケガをする事故が数多く報告されていることから、防火シャッターに挟まれることにより人が危害を受けることのないようにするための、閉鎖作動時の危害防止措置を義務付けることにしました。

例えば、次のような方式の危害防止措置が考えられます。

- シャッター最下端の障害物感知板に人が接触すると閉鎖作動を停止し、人が離れて後再び降下を開始して完全に閉鎖する方式



- シャッターを予め設定した高さ（床面から 30cm～50cm 程度）のところで停止し、更に熱感知器からの信号によって再降下させて完全に閉鎖する方式

